

日本・大分県立芸術文化短期大学と中国・江漢大学との美術作品合同展 実施要項

合同展は、日本・大分県立芸術文化短期大学と中国・江漢大学との交流協定に基づき実施します。合同展は、両大学の学生(卒業生を含む)の作品を募集し、優秀作品をそれぞれにおいて合同展示するものです。

合同展は、2011年第1回目を江漢大学が主催し、2012年第2回目を大分県立芸術文化短期大学が主催します。その後、江漢大学と大分県立芸術文化短期大学とで交互に主催しながら開催します。各回毎のテーマは主催大学が決定します。

合同展の開催を通じて、大分県立芸術文化短期大学と江漢大学のそれぞれの芸術専攻の発展を促進すると同時に、両学間交流を深めていきます。

開催に関する具体的な事項は、次のとおりです。

(1) 2011美術作品合同展のテーマ

2011年第1回合同展のテーマは、漢字の一文字“融”です。

(2) テーマの意味と美術作品合同展の趣旨

“融”とは、大分県立芸術文化短期大学と江漢大学との交流及び教育研究を互いに促進し、両学間で教学理念、教育手段、専門能力などの各分野において互いに知り合い、「融合する」ことを意味します。

同時に、芸術作品の展示を通じて、両学の教育成果を社会に公表することにより、両学が共同して発展、進歩する理念を表明するものです。

(3) 募集作品の種類

- 1、視覚デザイン作品
- 2、環境デザイン作品
- 3、工業デザイン作品
- 4、服飾デザイン作品
- 5、写真作品
- 6、陶芸作品
- 7、絵画作品
- 8、染色作品
- 9、彫刻作品
- 10、その他

(4) 出品規定

出品作品は必ずオリジナル作品で、一定の芸術水準を有し、双方の法律に違反しないもの。出品作品のタイトルは、合同展のテーマに沿って出品者が決めて下さい。出品者は出品申込書に必要事項を記入し、承諾書にサインして下さい。

出品作品は、1作品1枚のデジタル画像データの形式で提出し、展示パネルのプリントアウトは主催者が行います。保存形式はJPEG、解像度は200dpi、画像のサイズはB1(728mm×1030mm 縦・横自由)です。

(5) 美術作品合同展規定

1、合同展の形式

各大学で募集した作品の中からそれぞれ選抜した30点の作品データを両学間で受け渡しを行って出力します。合計60点の作品をパネル形式で、同時期にそれぞれで展示することにより合同展を開催します。

2、会期と場所

大分県立芸術文化短期大学主催

■会期：2011年4月6日(水)～4月12日(火)

■場所：iichiko総合文化センター・アトリウムプラザ(大分市)

※中国・江漢大学でも2011年4月6日に開会予定。

3、作品応募方法

下記の応募先に作品データを保存したCDを送付していただくか、メールにデータを添付して送信して下さい。あわせて、出品申込書(別紙1)及び出品承諾書(別紙2)を送付して下さい。(別紙1はデータ送信も可、別紙2は持参もしくは郵送して下さい)。

4、作品募集締め切り

2011年1月6日(木)必着

5、合同展参加作品と受賞作品

合同展参加作品は両学で各30点を展示します。

受賞作品は各学で1等賞1点、2等賞2点、3等賞3点を選出し、表彰状と賞を授与します。

■1等賞：1万円(江漢大学：1000元人民元)

■2等賞：8千円(江漢大学：800元人民元)

■3等賞：5千円(江漢大学：500元人民元)

※合同展出品者に参加賞(表彰状)を授与します。

6、審査結果の公表

本学での審査結果は、2011年1月20日(木)に本学ホームページで発表する予定です。

7、個人情報の取扱い

ご応募いただきました個人情報は、合同展にのみ使用いたします。その他の目的には使用いたしません。

8、作品応募及び問い合わせ先

〒870-0833 大分市上野丘東1-11

大分県立芸術文化短期大学 美術作品合同展係

E-mail fine-art@oita-pjc.ac.jp

電話 097-545-8548 (美術科副手室)

主 催：大分県立芸術文化短期大学・江漢大学
第1回合同展担当：江漢大学(芸術学院、現代芸術学院)

別紙 1

日本・大分県立芸術文化短期大学と中国・江漢大学美術作品合同展
出品申込書

作品の種類及びサイズ	
作品タイトル	
作者名	
国別	
大学及び専門（専攻） ※卒業生は卒業年度	
電話（携帯電話も可）	
E-mail	
住所	
制作意図	

出品承諾書

私は、日本・大分県立芸術文化短期大学と中国・江漢大学美術作品合同展の規程を承知したうえで、下記の承諾を行う。

- 1、承諾人が提出する出品作品(複数による共同制作を含む)は、承諾人がオリジナルで完成したものであり、完全な著作権を有することを保証する。
- 2、承諾人は、出品作品を提出する日から、主催者側に出品作品の展示、発布、出版する権利を認める。
- 3、承諾人は、主催者がいかなる形での受賞作品の使用、加工、著作権、許可、保護及び再制作、再加工等の活動を、承諾人あるいは第三者からの干渉と制限を受けないことを承諾する。
- 4、合同展に参加することによって、承諾人に過失があるかどうかに関わらず、主催者は第三者から賠償、訴訟、仲裁等を要求された場合、あるいは合同展はそれによって名誉、経済上の直接あるいは間接損失を受けた場合、主催者は承諾人に対して適切な措置を行うことにより、主催者は前述の賠償、訴訟及び仲裁等を免れることを要求できる。また、主催者はそれによって受けた名誉、経済上の直接あるいは間接の損失を、承諾人に対して賠償を求める権利を有するものとする。
- 5、本承諾書は、承諾人がサインした日から発効する。

承諾人 (サイン) : _____

_____年____月____日